

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1484号)

平成29年11月24日

横 情 審 答 申 第 1 4 8 4 号

平 成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成28年12月28日建建安第1082号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の個人情報一部開示決定に
対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年11月11日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、写真上の車のナンバープレートについては、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る全部開示決定の処分の通り、請求文書の過多による開示や異にした期日違いの文書の開示ではなく請求通り一式全てを開示するよう求める。
- (2) 一部開示とした個人情報は開示請求文書とは異にした文書を黒塗りし、判読不能とした上で開示されている。本件審査請求に関する土地にかかわった建築局担当部長である特定職員が全部開示に対し文書の増減などの開示文書の巧拙を差配する理由は全くない。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であると考えます。

- (3) 実施機関が、審査請求人が求めない案件名を多数重ね開示しない行為は悪質。しかも、一部開示決定通知書に記載している文言名に関する部分は黒塗りし、文書形態を必要以上に破壊し判読不能にした開示行為は、条例で謳う「行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。」や同条例第34条の「実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」との謳いとは真逆である。
- (4) 実施機関は、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように、個人の名前、住所、所在地に黒塗りを施し、何処の誰にあてた文書かを読み取れない様にした上で開示されるから受領を拒否している。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（開示請求時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（開示請求時。現在の建築局建築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。）へ提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築審査課」という。）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成20年10月10日に旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月21日に現地調査を行い、現場で写した写真の写し及びその調査結果を含めて作成した建築相談票・引継票の写しである。当該写しは、平成20年10月22日に建築審査課に引き継がれている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、建築相談票・引継票に含まれる写真上の

車のナンバープレートについて、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示としたと説明している。

そこで、当審査会として実施機関が非開示とした情報の個人情報保護条例第22条第3号の該当性について、以下検討する。

(3) 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、建築相談票・引継票に含まれる現場写真のうち、実施機関が非開示としたのは、写真上の車のナンバープレートであり、この車について実施機関に確認したところ、審査請求人以外の第三者である個人が所有する車両とのことであった。

写真上の車のナンバープレートは本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、当該非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) その他

ア 審査請求人は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第34条を引用した上で、「条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当・・・」と主張しているが、本件審査請求は個人情報本人開示請求に係る処分に対する審査請求であり、情報公開条例ではなく個人情報保護条例に基づき本人に開示すべき等と主張すべきと考えられる。

また、審査請求人の主張に関しては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、

横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

よって、情報公開条例及び情報公開法に基づき開示を実施されるべきとの審査請求人の主張は、適切なものとは考えられない。

イ 本件処分に係る開示の実施にあたって、実施機関は個人情報本人開示請求書の様式中に「2 開示の実施方法」として「(1) 閲覧 (2) 写しの交付・・・」と記載し、本人開示請求者自らが希望する開示の実施方法を選択できることとしている。このうち、審査請求人は閲覧による開示の実施を求めずに、写しの交付を自ら選択している。

なお、写しの交付については、個人情報保護条例第59条において「第31条第1項各号の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」とされている。

本件に係る本人開示請求において、審査請求人は自ら「写しの交付」を選択しているにもかかわらず、個人情報保護条例第59条に規定された費用を負担することなく、写しの交付を受けず、文書の受領を拒否している。

審査請求人の開示請求を行っているにもかかわらず開示を受けることのない行為は、制度の適切な利用とは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を個人情報保護条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年12月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年1月19日 (第206回第三部会) 平成29年1月24日 (第299回第一部会) 平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・諮問の報告
平成29年1月30日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・審議
平成29年9月8日 (第321回第二部会)	・審議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・審議